

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により聴取した意見について、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

平成 27 年 11 月 2 日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 （仮称）ドラッグコスモス夏見店 湖南省夏見字二ツ橋 2131 番 ほか
- 2 意見の概要 湖南省からの意見
 - (1) 工事中は騒音、振動および粉塵の飛散等、周辺地域に対して迷惑のないように徹底するとともに、特定建設作業を実施する場合は、遅延なく届出をすること。また、周辺住民への周知を徹底し、万一苦情が発生した場合は誠意をもって対応すること。
 - (2) 騒音・振動に係る特定施設を設置する場合は届出を行うこと。また、湖南省生活環境保全条例に基づく生活環境影響事業に該当する場合は、事前に湖南省生活環境課と協議すること。
 - (3) 工事車両の出入口には誘導員を配置し、また、通学・通勤時間帯は工事車両の出入りを行わないようするなど交通対策、安全確保に努めること。
 - (4) 工事車両が路上駐車することのないよう対策を講じ、また、事業活動による関係者等が路上駐車をしないよう余裕を持った駐車スペースの確保に努めること。
 - (5) 一般廃棄物の収集運搬については、湖南省一般廃棄物業（収集運搬）許可業者に依頼すること。特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年 6 月 5 日法律第 97 号）に該当するものを処分する場合は適正に処理すること。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 番 1 号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号
湖南省建設経済部商工観光労政課 湖南省中央一丁目 1 番地
 - (2) 縦覧期間 平成 27 年 11 月 2 日から平成 27 年 12 月 2 日まで